平成２３年（フ）第３４５２号
札幌市南区川沿３条５丁目５番８号、開始決定時の住所札幌市南区真駒内柏丘９丁目３番12号
破産者　石井　昇一
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
札幌市豊平区美園11条６丁目１番７号　いこいハイツ102号
破産者　武本　一弘
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５号
札幌市西区山の手１条３丁目５番24号　遠友亭202号、開始決定時の住所札幌市西区山の手１条３丁目５番24号　遠友亭101号
破産者　星見　綾子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４号
札幌市南区石山２条６丁目７番１号　エメラルドハイツ201号
破産者　竹内　　宏
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７６号
札幌市中央区南10条西10丁目１番１―302号
破産者　神林　　学
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５５号
埼玉県所沢市東新井町272番地
破産者　小山内次彦
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５号
埼玉県川越市大字今福247番地10　ヴィラマロン渡辺115号室、前住所埼玉県川越市大字今福1014番地25
破産者　遠藤　栄治
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県川越市大字今福247番地10　ヴィラマロン渡辺115号室、前住所埼玉県川越市大字今福1014番地25
破産者　遠藤ゆり子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２１号
岐阜県大垣市青柳町４丁目61番地サニーレジデンスＢ　201号、開始決定時の住所岐阜県大垣市青柳町１丁目154番地５
破産者　宮本多恵子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番地の250　サンハイツ花水木201号、従前の住所名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション1213号
破産者　金子　佳裕
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６号
愛知県東海市養父町元藪下17番地の１　ルネスハーモニー907
破産者　小林　優子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３号
三重県伊賀市西高倉4049番地、前住所三重県伊勢市小俣町本町1029番地
破産者　辻井　彌生
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２３５号
大阪市鶴見区横堤５丁目11番30―301号
破産者　岸部　昇平
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７号
長崎県諫早市永昌町35番６号、前住所長崎県諫早市真崎町1685番地３
破産者　宮副　政光
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
大分県別府市天満町15番10号　中島アパート１号
破産者　河野三重子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
北海道旭川市東鷹栖東１条１丁目119番地の72
破産者　永沼　　衛
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
北海道旭川市東鷹栖東１条１丁目119番地の72
破産者　永沼　房子
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
青森県八戸市大字白銀町字久保下６番地22
破産者　佐藤　直武
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係